

03 調査方法

1次調査の結果を踏まえて

【1次調査】

- ① 町が委託した調査員（調査委託業者）が、2人1組で巡回しながら調査します。
- ② 調査は、家屋課税台帳と実際の建物とを、図面等の資料をもとに外観から照合し、確認します。
- ③ 照合・確認は、敷地内に立ち入らせていただき、必要に応じて家屋外周の計測等をおこなう場合があります。また、家屋建築年や所有者などについてもお尋ねする場合があります。
- ④ 調査は、基本、平日の昼間におこないます。ご不在の場合でも外観からの照合・確認をさせていただきます。
- ⑤ 原則、家屋（建物）の中に立ち入ることはありません。
- ⑥ 並行して、空き家となっている家屋の実態調査をおこないます。

【2次調査】

家屋の評価漏れが判明した場合など、改めて家の内部の調査が必要となることがあります。その際は、調査員があらかじめご都合などをお尋ねし、日程調整をおこなってから調査をおこないます。

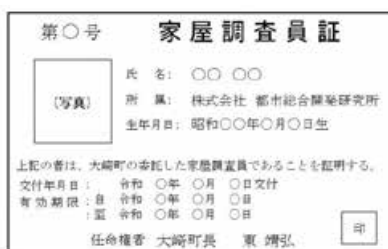
04 調査員

調査員は、調査員であることがすぐわかるように、「家屋調査員」の黄色の腕章と身分証明書（名札）を着用しています。調査をしている委託事業者は「株式会社 都市総合開発研究所」となっております。

【日程のお問い合わせ】

株式会社 都市総合開発研究所
☎0120-25-6603（フリーダイヤル）
午前9時～午後6時（平日のみ）

家屋調査員



！ 調査員の なりすましに ご注意ください！

- ① 今回の調査で、調査費用等を徴収することはありません。
- ② 調査の結果、課税対象であることが判明した場合でも、その場で税金の徴収をおこなうことはありません。
- ③ 家屋の耐震診断やリフォーム、火災報知器・消火器等を勧めるなど、調査の目的以外のお願いをすることは決してありません。

05 調査結果

今回の調査により課税されていない家屋（増築を含む）が確認されると、新たに家屋課税台帳を作成します。その結果、固定資産税額が変わる場合は、町全域の調査終了後、**令和9年度の課税分から反映**されます。（家屋の全部滅失が本調査で判明した場合は、その年の翌年度の課税から反映します。）

